

狛江市債権管理条例に基づく債権放棄について

債権放棄日 平成30年3月30日

放棄事由	債権放棄額	債権名	放棄額	人数	期別件数
条例第7条第1号該当	61,800	学童保育所児童育成料	8,000	2	2
		小学生クラブ児童育成料	7,000	1	1
		放課後クラブ利用者負担金	46,800	2	19
条例第7条第2号該当	0				
条例第7条第3号該当	0				
条例第7条第4号該当	0				
条例第7条第5号該当	0				
条例第7条第6号該当	0				
条例第7条第7号該当	0				
合計	61,800				